

人材紹介奨励金制度

2025年1月1日

1.主旨

会社に優秀な人材を確保するため、紹介した社員に報奨金としてインセンティブを与える

2.支給条件

前条の趣旨を達するため、下記事項を満たすものとする

- ①当社の社員からの紹介により、社員または個人事業主として配属(委託)されること
- ②紹介された新入社員は、6ヶ月間当社で勤務を継続すること(個人事業主の場合は別途の取り決めあり)

3.支給対象者

当社に在籍するすべての者

4.支給額

採用対象	支給方法		支給時期		支給総額
	一括	分割	入社日の月	最大支給月数	
新卒または IT経験者1年以内	-	○	1万円	6ヶ月	6万円
	○	-	4万円	1ヶ月	4万円
海外在住技術者 (ビザ申請支援要)	-	○	1万円	6ヶ月	6万円
	○	-	4万円	1ヶ月	4万円
IT経験者 (1年以上~3年以内)	-	○	2万円	6ヶ月	12万円
	○	-	8万円	1ヶ月	8万円
IT経験者 (3年以上)	-	○	3万円	6ヶ月	18万円
	○	-	13万円	1ヶ月	13万円

※ 従業員は報奨金を一括または分割で受け取ることができる

※ 紹介した新入社員が6カ月間継続勤務せず、会社都合・自己都合にかかわらず中途退職した場合、本制度は適用されず、紹介した社員支払われた奨励金は半額に減額され、会社に返還される(給与天引き)

5.運用開始時期

2025年1月1日

・2019/04/01 制定

・2025/01/01 一部改訂